

網走市宿泊税に関する検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 網走市における宿泊税の導入に関する検討を行うため、網走市宿泊税に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- （1）宿泊税の制度に関する事項
- （2）宿泊税の使途に関する事項
- （3）その他目的達成に必要な事項に関すること

（組織）

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱された年度の3月31日までとする。

（委員長等）

第5条 検討委員会には委員長を置く。

2 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長に事故のあるとき又は、欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（会議）

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じ、事務局と協議の上、招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、検討委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 検討委員会は原則として公開する。ただし、委員長が非公開が適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、観光商工部観光課観光振興係が処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から適用する。